

清川村

くらしの ガイドブック

桜の咲くころ

(第27回 宮ヶ瀬湖水と緑のふるさと
発見写真コンテスト特別賞)

清川村ガイドブックの発行にあたって

明治17年7月、煤ヶ谷村・宮ヶ瀬村が連合して連合戸長役場を設け、明治22年町村制施行に際しても煤ヶ谷村外ヶ村組合として引き続き役場事務を共同処理し、長きにわたって一体的な運営をしてきました。

昭和28年10月に町村合併促進法が施行され、昭和31年7月30日に合併協議会が設けられ、同年9月30日には宮ヶ瀬村と煤ヶ谷村が合併し、594戸、人口3,158人の清川村が誕生。平成28年9月には、清川村合併60周年を迎えました。

これまで、清川村の礎を築いてこられた方々のご尽力に感謝するとともに、清澄な湖と山に囲まれた自然豊かな地域で、さらに安全で安心な住みよい地域を住民の皆さんとともに作りあげていきましょう。

このガイドブックは、平成29年4月時点で編集してあります。ご一読のうえ、ご活用ください。

平成29年4月
清川村役場

○村章（昭和35年3月31日制定）



丹沢山塊に囲まれた清川村をイメージし、頭に突起するのが丹沢山の頂上、これを源にして清い川が渓谷美をつくり、円満な村として発展することを象徴しています。

○清川のシンボル（昭和57年10月31日制定）



村の鳥 ウグイス



村の木 イロハモミジ



村の花 ミツバツツジ

春を告げ、夏には涼しい 春を告げ、夏には涼しい 新緑から紅葉まで、目を 野山を紅に染めて私たち
声をきかせてくれます。 楽しませてくれます。 に感動をよびおこします。

も く じ

清川村案内図（イラストマップ）・・・・・・・・・・ 1

1 清川村組織図・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 庁舎配置・分掌事務

庁舎配置・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

分掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3 暮らしのガイド・・・・・・・・・・・・ 8

① 届出・証明・・・・・・・・・・・・ 9

② 出納・金融機関・・・・・・・・・・・・ 13

③ 税・国保・後期高齢者医療・年金・・ 14

④ 環境・衛生・・・・・・・・・・・・ 20

⑤ すまい・・・・・・・・・・・・ 22

⑥ 保健・福祉・・・・・・・・・・・・ 24

⑦ 教 育・・・・・・・・・・・・ 35

⑧ 防災・安全・・・・・・・・・・・・ 40

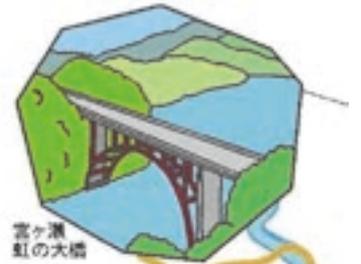
⑨ 観 光・・・・・・・・・・・・ 42

公共施設名称・・・・・・・・・・・・ 44

きよ

かわ

イラストMAP



早戸川



本園の横
敷線
1,345

丹沢山
の嶺
中峰
1,360

太乳の嶺
西峰
1,352

丹沢山
1,567



みやま
山荘

堂平
ブナの原生林

割腹の森

谷沢林道

国際一ノ瀬
キャンプ場

層沢キャンプ場

塔ノ岳
1,490

キューハの滝

新大目
1,396

本谷林道

本谷川

奥野
清川線



丹沢ホーム
フィッシングエリア

札掛

札懸てこの原生林

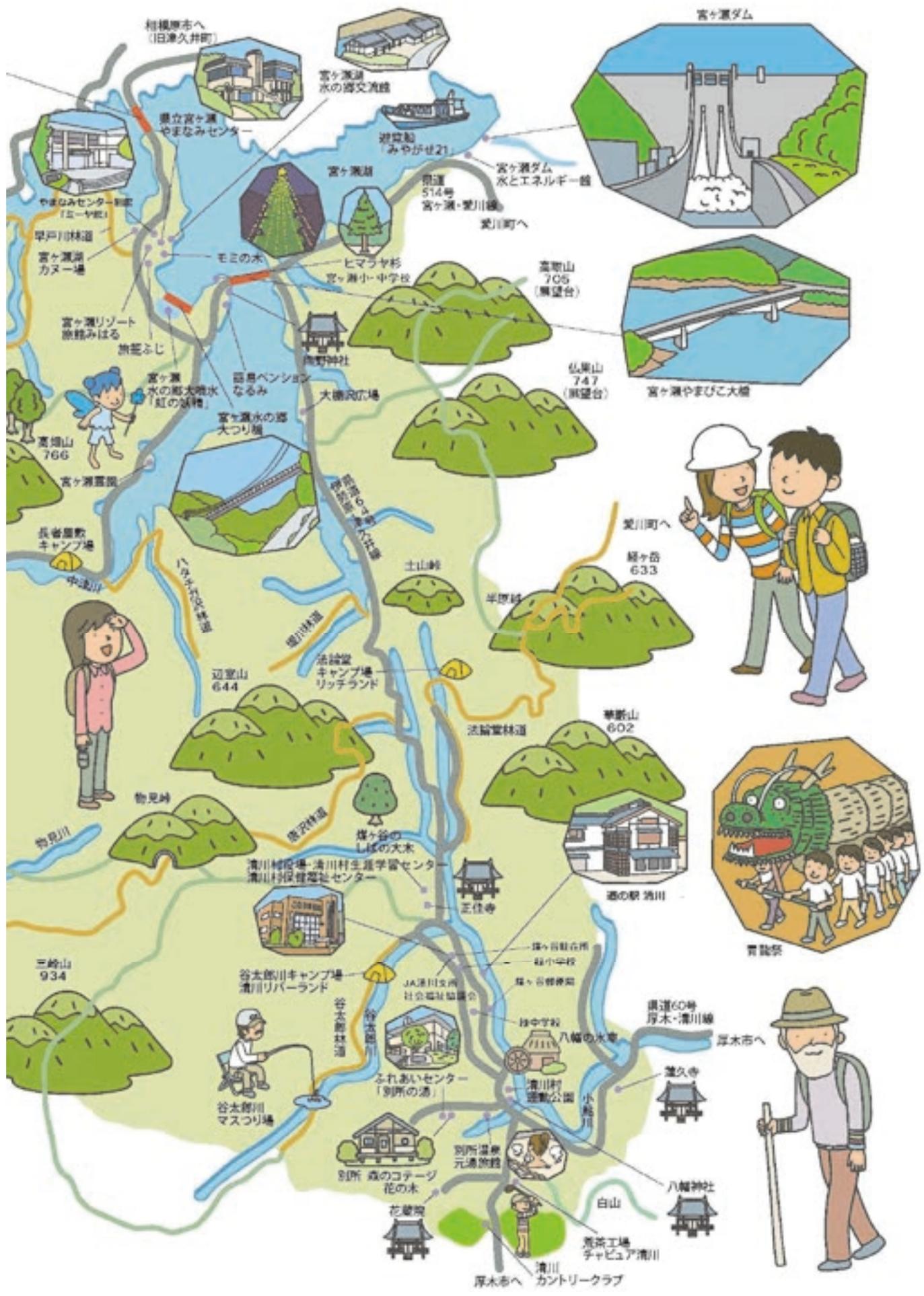
県立札懸森の家

栗野市へ



アクセスマップ





相模原市へ
(旧津久井町)

宮ヶ瀬湖
水の郷交流館

宮ヶ瀬ダム



県立宮ヶ瀬
やまなみセンター

遊覧船
みやげせ21

宮ヶ瀬ダム
水とエネルギー館

やまなみセンター別館
「エーヤ館」

宮ヶ瀬湖

県道
514号
宮ヶ瀬・栗川線

栗川町へ

早戸川林道

モミの木

ヒマフヤ杉
宮ヶ瀬小・中学校

高野山
708
(展望台)



宮ヶ瀬やまびこ大橋

宮ヶ瀬湖
カヌー場

宮ヶ瀬リゾート
旅館みはる

旗花ふじ

大徳岡広場

仏果山
747
(展望台)

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

宮ヶ瀬公園

長者原敷
キャンプ場



宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

長者原敷
キャンプ場

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

宮ヶ瀬公園

長者原敷
キャンプ場

物見川

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

物見川

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

三峠山
934

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

三峠山
934

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

谷太郎川
マスつり場

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

谷太郎川
マスつり場

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

別所 森のコテージ
花の木

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

別所 森のコテージ
花の木

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

別所 森のコテージ
花の木

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

別所 森のコテージ
花の木

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766



栗川町へ

経ヶ岳
633



青龍祭



厚木市へ

蓬久寺

八幡神社

白山

荒茶工場
チャピュア清川

清川
カントリークラブ

厚木市へ

別所 森のコテージ
花の木

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

別所 森のコテージ
花の木

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

別所 森のコテージ
花の木

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

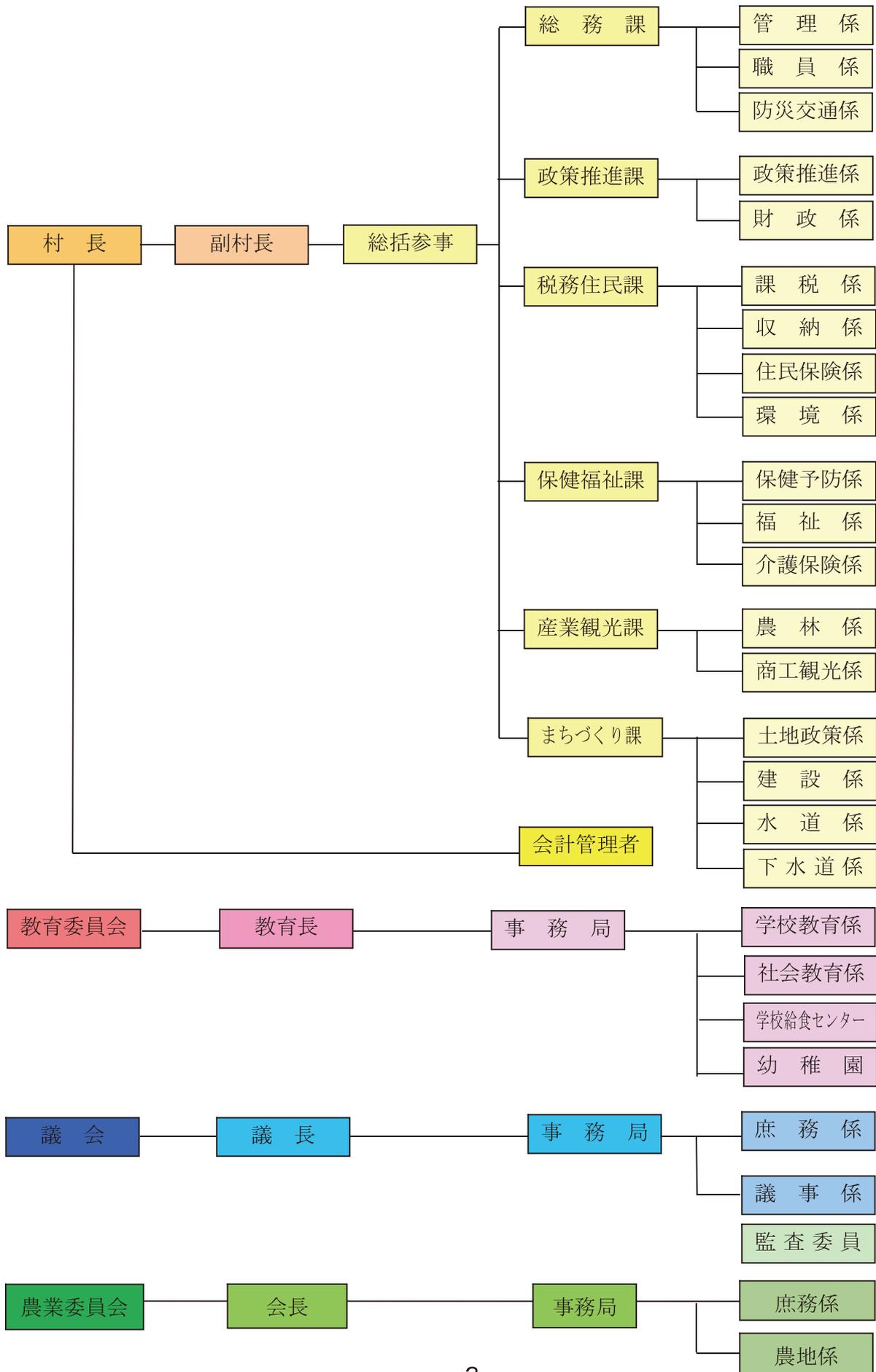
別所 森のコテージ
花の木

宮ヶ瀬
水の郷大噴水
「紅の妖精」

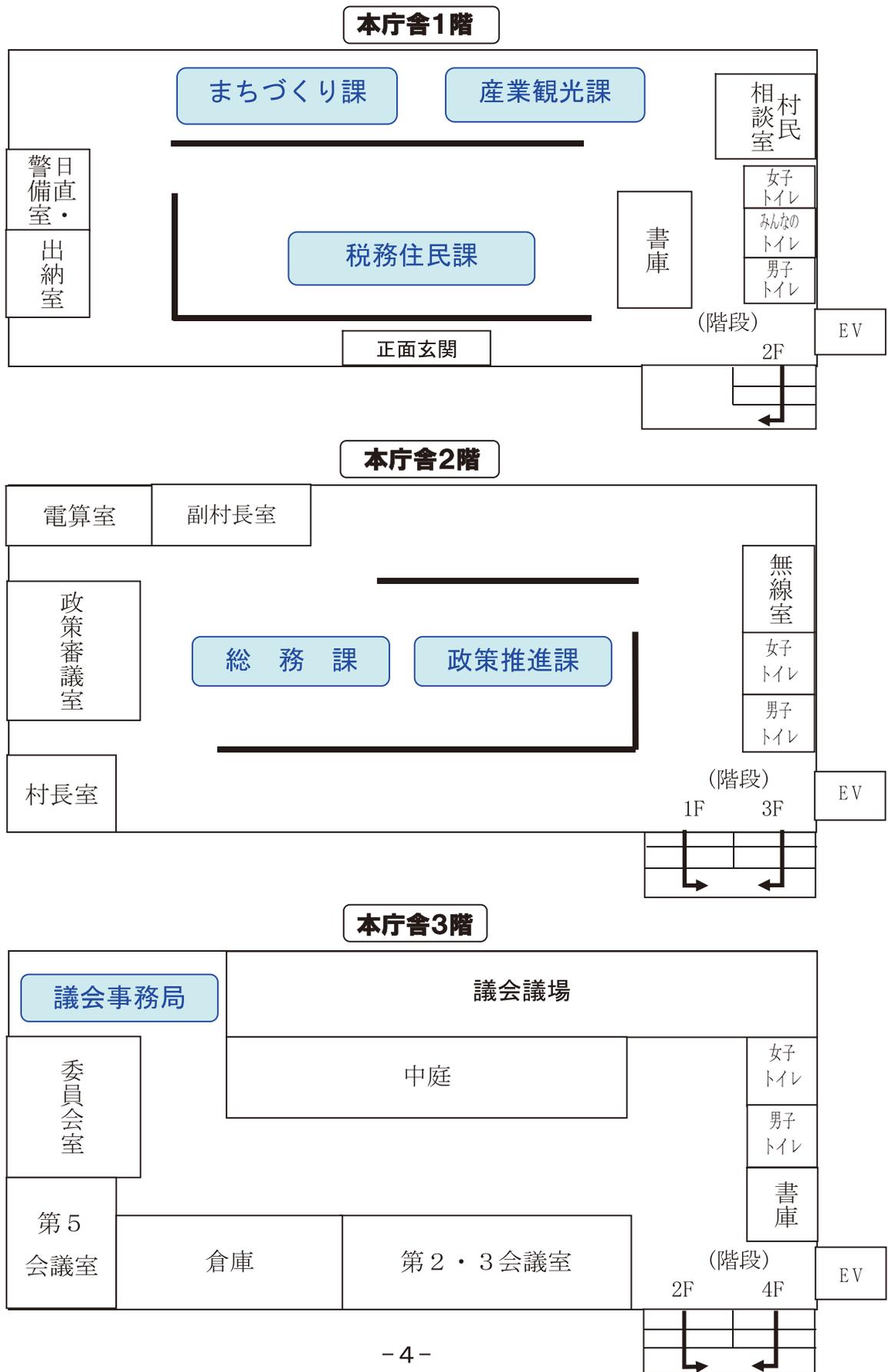
宮ヶ瀬水の郷
大つり橋

高野山
766

1 清川村組織図



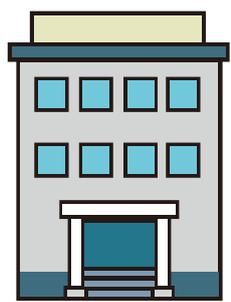
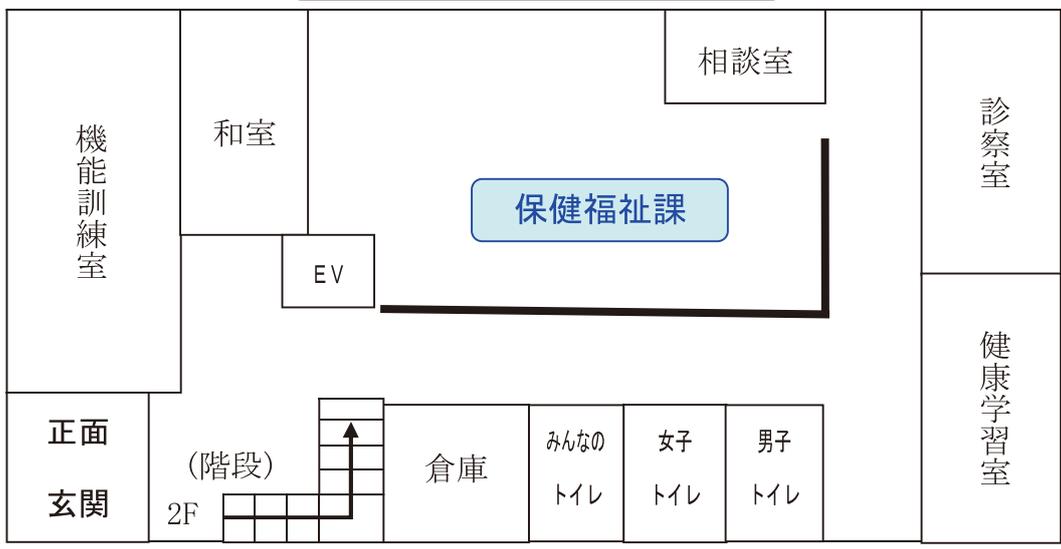
2 庁内配置・分掌事務



本庁舎4階



保健福祉センターやまびこ館1階



分 掌 事 務

総務課 (直通電話) 288-1212	管理係 選挙管理委員会	儀式・表彰、条例・規則、情報公開、文書管理、自治会、庁舎管理、広報広聴、消費生活、住民相談、選挙全般、ホームページ
	職員係	人事・給与
	防災交通係	消防・防災、交通安全、防犯
政策推進課 288-1213	政策推進係	村総合計画、広域行政、統計調査、行政改革
	財政係	予算編成、財政計画、起債、基金管理、入札
税務住民課 288-3849	課税係	村民税・固定資産税・軽自動車税等の課税及び調査、税証明書発行
	収納係	税の収納、滞納処分
	住民保険係	戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、個人番号
	環境係	一般廃棄物処理、不法投棄対策、畜犬登録、公害防止、宮ヶ瀬霊園、エネルギー政策
保健福祉課 288-3861	保健予防係	各種検(健)診、健康づくり事業、予防接種、母子保健事業、献血、栄養指導、食品衛生、日赤
	福祉係	社会福祉、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、民生児童委員、児童手当等、放課後児童クラブ、人権擁護、少子化対策、生きがい事業団、援護事務
	介護保険係	介護保険料賦課徴収、介護認定、介護・予防給付、地域包括支援センター
産業観光課 288-3864	農林係	農業振興、林業振興、猟区、ヤマビル対策
	商工観光係	観光振興、産業振興、計量、ふれあいセンター
まちづくり課 288-3862	土地政策係	土地利用、開発行為指導、村営住宅管理、屋外広告物、自然公園内行為届出、住宅耐震対策、管内図、建築確認経由、住宅資金利子補給
	建設係	道路・橋梁建設・管理、道路台帳、入札登録事務、公共土木災害復旧事業
	水道係	簡易水道の維持管理、水道使用料
	下水道係	下水道施設維持管理、下水道使用料、し尿処理

議 会

直通電話 288-1576

議会事務局	議案・請願・陳情、本会議・委員会・協議会、議決事項の処理、議事一般等
監査委員	監査事務(例月出納検査・定期監査・決算審査等)
固定資産評価 審査委員会	固定資産評価台帳の登録事項に関する不服の審査等

農業委員会

直通電話 288-3864

農業委員会 事務局	庶務係	農業委員、農業者年金
	農地係	農業委員会、農地等の利用促進・権利移動

教育委員会

直通電話 288-1215

教育委員会	学校教育係	学校の設置管理、教職員の人事研修、児童・生徒の就学及び学校の組織編制、校舎等の施設・設備の整備、教科書その他教材の取り扱い事務、幼稚園の管理・指導
	社会教育係	社会教育事業の実施、社会教育関係団体の育成・助言・支援、図書館等文化施設の設置・運営、文化財の保存・活用、スポーツ施設の設置・運営

清川幼稚園	幼稚園の運営、入園手続、園児の保健衛生
-------	---------------------

学校給食センター	学校給食の調理・運搬
----------	------------

村営診療所

宮ヶ瀬診療所	宮ヶ瀬地区住民センター内 診療業務(毎週水曜日14時~16時)
--------	------------------------------------

3 くらしのガイド

●清川村役場

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2 2 1 6 番地 〒 2 4 3 - 0 1 9 5 (専用)

電話番号 0 4 6 - 2 8 8 - 1 2 1 1 (代表)

F A X 0 4 6 - 2 8 8 - 1 7 6 7

ホームページ <http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>

電子メール jump21@town.kiyokawa.kanagawa.jp

●自治会

●目的

自治会は、お住まいの地域住民の皆さんで組織され、相互の親睦を図り、明るく住みよい地域社会をつくることを目的とした団体です。

転入された方には、ぜひ自治会への加入をおすすめします。

行政との連絡調整により、暮らしやすい地域の発展を目指して、防災・防犯・環境設備などの活動を実施するとともに、役場からの広報紙などの配布やお知らせ文書の回覧を通じて、日常生活に必要な情報などを提供しています。

●入会手続き

自治会への加入は、お住まいの地域の自治会長さんにお申し込みください。なお、お住まいの地域の自治会や自治会長さんがわからない時、その他不明な点については、役場総務課（288-1212）までお問い合わせください。

●自治会名簿

煤ヶ谷					宮ヶ瀬		
1	法論堂	11	中里	21	清水ヶ丘4区	1	宮ヶ瀬1・2区
2	柿ノ木平	12	大野	22	清水ヶ丘5区	2	宮ヶ瀬3区
3	坂尻	13	新屋敷	23	金翅沖		
4	古在家	14	片原	24	金翅前		
5	曲師宿	15	柳梅	25	宮野		
6	荒井	16	別所	26	御門		
7	谷太郎	17	尾崎	27	寺鐘		
8	寺家谷戸	18	清水ヶ丘1区	28	上舟沢		
9	下原	19	清水ヶ丘2区	29	下舟沢		
10	根岸	20	清水ヶ丘3区	30	札掛		

① 届出・証明

戸籍の届出

(担当窓口：税務住民課)

こんなとき	届出人	注 意 事 項	必要なもの
子どもが生まれたとき 《 出生届 》	・父または母	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれた日から14日以内に、届けてください。 ・命名は、常用漢字・人名漢字・カタカナ・ひらがなの範囲で決めてください。 ・土・日・祝日は、日直で受付します。 ・届出人以外の方が届出する場合は、お問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出生証明書 ・母子健康手帳 ・届出人の印鑑
死亡したとき 《 死亡届 》	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族 ・その他の親族 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の日から7日以内に、届けてください。 ・土・日・祝日は、日直で受付します。 ・届出人以外の方が届出する場合は、お問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書 ・届出人の印鑑
結婚するとき 《 婚姻届 》	・夫と妻	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻と同時に転入手続きされる方は、従前地から転出証明書をお持ちください。 ・土・日・祝日は、日直で受付します。担当窓口で届出書の事前確認をしてください。 ・本籍が清川村にない場合は、戸籍謄本が必要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届出書 ・届出人の印鑑（2人の印鑑） ・未成年の場合は父母の同意書 ・国や地方公共団体が発行した顔写真付の身分証明書
本籍を変えるとき 《 転籍届 》	・戸籍筆頭者とその配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・清川村内で転籍される場合は、戸籍謄本は必要ありません。 ・届出人の印鑑は、それぞれ異なる印鑑が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転籍届書 ・戸籍謄本 ・届出人の印鑑

*このほかの届け出（入籍届、離婚届、養子縁組届等）については、担当窓口までお問い合わせください。
 *出生届、死亡届を除き、虚偽やなりすましによる戸籍届出の防止と信頼性を確保するため、国や地方公共団体が発行した顔写真付の身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）による本人確認を行います。なお、身分証明書を提示できない方や来庁されない届出人の方には、届け出受理後に「届け出があった」旨を郵送でお知らせします。

住所に関する各種届出

(担当窓口：税務住民課)

こんなとき	注 意 事 項	必 要 な も の
村外から引っ越してきたとき 《 転 入 届 》	<ul style="list-style-type: none"> ・清川村に住み始めた日から14日以内に、届け出してください。 ・届出人は本人、世帯主及び同一世帯の方 ※代理人の場合は委任状が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・転出証明書 ・届出人の印鑑 ・年金手帳（該当者） ・介護保険資格者証または受給資格証明書（該当者） ・障害者手帳（該当者） ・マイナンバーカード（該当者） ・通知カード ・住民基本台帳カード（該当者） ・在留カード等（該当者）
村外へ引っ越すとき 《 転 出 届 》	<ul style="list-style-type: none"> ・転出予定日の14日前から届け出が可能です。 ・届出人は本人、世帯主及び同一世帯の方 ※代理人の場合は委任状が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・転出先の住所 ・届出人の印鑑 ・印鑑登録証（該当者） ・国民健康保険証（該当者） ・国保高齢受給者証（該当者） ・各種医療受給者証（該当者） ・介護保険被保険者証（該当者） ・後期高齢者医療保険証（該当者）
村内で住所が変わったとき 《 転 居 届 》	<ul style="list-style-type: none"> ・住所が変わった日から14日以内に、届け出してください。 ・届出人は本人、世帯主及び同一世帯の方 ※代理人の場合は委任状が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・届出人の印鑑 ・国民年金手帳（該当者） ・国民健康保険証（該当者） ・国保高齢受給者証（該当者） ・各種医療受給者証（該当者） ・介護保険被保険者証（該当者） ・障害者手帳（該当者） ・後期高齢者医療保険証（該当者） ・マイナンバーカード（該当者） ・通知カード ・住民基本台帳カード（該当者） ・在留カード等（該当者）
世帯主変更、世帯分離・合併したとき 《 世帯変更届 》	<ul style="list-style-type: none"> ・変更のあった日から14日以内に、届け出してください。 ・届出人は本人、世帯主及び同一世帯の方 ※代理人の場合は委任状が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・届出人の印鑑 ・国民健康保険証（該当者） ・国保高齢受給者証（該当者） ・後期高齢者医療保険証（該当者）

登 録

(担当窓口：税務住民課)

こんなとき		必要なもの	その他
印鑑登録	申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 官公署が発行した身分証明書(運転免許証、パスポート等) 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の方が申請する際は、左記以外にも必要なものがありますので、事前に担当窓口を確認してください。
	印鑑登録証や印鑑をなくしたとき、または印鑑を変更したいとき	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 官公署が発行した身分証明書(運転免許証、パスポート等) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請と同じ手続きが必要となります。
※15歳未満の方及び成年被後見人は登録することができません。			
125cc以下のオートバイ等	登録	<ul style="list-style-type: none"> 購入 販売証明書、譲渡証明書、印鑑 転入 <廃車済みの場合> 廃車申告受付書、印鑑 <廃車していない場合> ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 	
	名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 村外の人からの譲渡 <廃車済みの場合> 廃車申告受付書、譲渡証明書、新旧所有者の印鑑 <廃車していない場合> ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、新旧所有者の印鑑 村内の人からの譲渡 標識交付証明書、譲渡証明書、新旧所有者の印鑑 	
	廃車	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 	
	廃棄処分、転出、盗難、紛失、村外の人へ譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ※盗難等の場合は警察へ届け出をし、届出日・届け出た交番、駐在所・受理番号を確認してから手続きしてください。 	
	※販売証明書や譲渡証明書には、販売者、譲渡者等の押印が必要です。		
軽自動車・126cc以上のオートバイ等	転出、廃車等をするとき	《相模ナンバーの手続き先》 ◎軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 三輪・四輪の軽自動車(660cc以下) 二輪の軽自動車(126cc以上250cc以下) 軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所 住所：神奈川県愛甲郡愛川町中津4071-5 電話：050-3816-3120 ◎オートバイ <ul style="list-style-type: none"> 二輪の小型自動車(251cc以上) 神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所 住所：神奈川県愛甲郡愛川町中津7181 電話：050-5540-2037 ※必要な書類等は、手続き先にお問い合わせください。 相模ナンバーの管轄区域 (相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡)	
		《相模ナンバー以外の手続き先》 転出先又は登録を管轄する陸運局または軽自動車協会 ※必要な書類等は、手続き先にお問い合わせください。	

証 明

(担当窓口：税務住民課)

証 明 書	手数料	申請できる方	必要なもの・その他
戸籍の記載事項証明書(全部・個人・一部)・戸籍謄(抄)本	1通 450円	・本人またはその配偶者及び直系の方	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体が発行した顔写真付の身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等) ・戸籍の証明は、本籍地でしかできません。
除籍の記載事項証明書(全部・個人・一部)・除籍謄(抄)本・改正原戸籍謄(抄)本	1通 750円		
戸籍届出受理証明書	1通 350円		
戸籍附票の写し	1通 300円		
身分証明書	1通 300円	・本人	
住民票の写し 住民票記載事項証明書	1通 300円	・本人または同じ世帯にいる方	・国や地方公共団体が発行した顔写真付の身分証明書
印鑑登録証明書	1通 300円	・印鑑登録証を持参された方	・印鑑登録証
住民基本台帳の閲覧 (1世帯につき)	1通 300円	・正当な理由のある方	・国や地方公共団体が発行した顔写真付の身分証明書
マイナンバーカードの再交付	1枚 800円	・本人	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・国や地方公共団体が発行した顔写真付の身分証明書 ・証明用の写真(縦4.5cm、横3.5cm)
通知カードの再交付	1枚 500円	・本人	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・国や地方公共団体が発行した顔写真付の身分証明書
公的個人認証サービス登録料	1件 200円	・本人	・印鑑・マイナンバーカード
納税証明書・所得証明書 課税証明書・非課税証明書	1通 300円	・本人または同じ世帯にいる方	※本人または世帯員以外の申請の場合は、委任状が必要です。
固定資産証明書	1通 300円	・本人	※本人以外の申請の場合は、委任状が必要です。
軽自動車税納税証明書 (継続検査用)	無 料	・本人	※本人以外の申請の場合は、委任状か車検証(写可)が必要です。
<p>*他人の戸籍及び住民票等を請求する場合は、使いみちと関係、印鑑及び委任の旨を証明する書面が必要です。また、国や地方公共団体が発行した顔写真付の身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等)による本人確認を行います。</p>			

② 出納・金融機関

公金の納付と支払い

税金や上・下水道使用料など公共料金の納付は、清川村役場の出納室で受け付けています。なお、納付（口座振替を含む）については、次のどの金融機関でも行うことができます。

- 厚木市農業協同組合 本・支所店
- 横浜銀行 本・支店
- みずほ銀行 本・支店
- 三井住友銀行 本・支店
- スルガ銀行 本・支店
- 郵便局・ゆうちょ銀行

口座振替による納付

次の公共料金や税金については、上記の金融機関に通じた口座振替（口座引き落とし）による納付が便利です。現金を持ち歩くこともなく、また、納め忘れも少ないこの方法をぜひご利用ください。

清川村で口座振替（口座引き落とし）による納付をしているものは、次の税金や公共料金です。

- 村税（個人村県民税・固定資産税・軽自動車税）
- 国民健康保険料
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 水道料金
- 下水道使用料
- し尿処理手数料
- 宮ヶ瀬霊園管理料
- 保育所保育料

※ 口座振替（口座引き落とし）日は、各納期の末日です。
（各納期の末日が土・日・祝日の場合は次の営業日）

③ 税・国保・後期高齢者医療・年金

税 等

(担当窓口：税務住民課)

	納 税 義 務 者	手 続 また は 内 容
村 民 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月1日現在に村内に住所を有し、前年に課税所得があった方 ・ 村内に住所を有しないが、村内に事務所、事業所、家、屋敷を有する方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税額は、前年の所得に応じて算出されます。 ・ 申告期限は3月15日（15日が休日の場合は次の平日）です。 ・ 所得税の確定申告をされる方、給与所得のみで勤務先で年末調整をされる方、公的年金所得のみ方は申告の必要はありません。 ・ 前年中に収入がない場合でも、家族の扶養控除の対象となっていない方は、国民健康保険料等の算定資料となるため申告が必要です。
固 定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月1日現在において、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産を評価して価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算出します。 ・ 税額は課税標準額×税率（1.4％）です。 ・ 税額決定の前に、土地や家屋の価格等を縦覧しています。 ・ 固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、審査を申し出ることができます。
軽 自 動 車 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日現在で、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車（農耕用車等）・二輪の小型自動車等の所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税額は、総排気量・種類・用途等により定められています。 ・ 障害者の所有する車、障害者のために使用する車には減免措置があります。（窓口でご確認ください。） ・ 軽自動車の車検には納税証明書が必要です。紛失した場合は、担当窓口までご連絡ください。
国 保 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者（国保に入っている方）がいる世帯の世帯主 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保料は、医療費、後期高齢者医療支援金及び介護納付金などの支払いに使われます。 ・ 40歳以上65歳未満の方は、介護保険分が併せて賦課されます。 ・ 料率は、所得割・均等割・平等割で構成されています。
後 期 高 齢 者 保 険 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上の方及び65歳から74歳で一定の障害の状態にある方で広域連合の認定を受けた方（申請が必要です。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料は、医療費、療養費等の支払に使われます。 ・ 原則的に年金の年額が18万円以上の方は、年金から天引きされます。（口座振替を希望される場合は、申請が必要です。） ・ 年金天引きとならない方は、役場で発行される納入通知書により支払います。 ・ 料率は、所得割・均等割で構成されています。

村税等の納付は、金融機関または役場出納窓口でも 納めることができます

●口座振替をおすすめします

「忙しい」、「役場までの距離が遠い」などの理由で村税等の納付ができない方は、指定した預金口座から自動的に振替納付することができます。たいへん便利で、安全・確実な方法です。村税等の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。

●納 期

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
村 県 民 税			1期		2期		3期			4期		
固 定 資 産 税		1期		2期					3期		4期	
軽 自 動 車 税		全期										
国民健康保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
宮ヶ瀬霊園管理料		全期										
介 護 保 険 料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
し尿等処理手数料			2期		3期		4期		5期		6期	
上下水道使用料		1期		2期		3期		4期		5期		6期
保育所保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

休日でも村の公金が納付できます

- 土曜日・日曜日・祝日など役場が開庁していない休日でも、役場日直室で村の公金を納付することができます（午前8時30分から午後5時15分まで）。
- 公金の納付書と現金をご持参のうえ、役場日直室にお越しください。
- 納付には、必ず納付書が必要です。紛失してしまった場合などは、事前に税務住民課までご連絡ください。

【納付できる公金】

村税（個人村県民税・固定資産税・軽自動車税）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、し尿処理手数料、宮ヶ瀬霊園管理料、保育所保育料（その他の公金については、お問い合わせください）

国民健康保険

(担当窓口：税務住民課)

こんなとき		必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	・印鑑 ※事前に転出証明書を持参のうえ、転入手続きをとってください。
	他の健康保険をやめたとき	・印鑑 職場の健康保険をやめた日のわかる証明書 (資格喪失証明書等)
	子どもが生まれたとき	・印鑑 ※事前に出生届を行ってください。
	生活保護を受けなくなったとき	・印鑑 ・国民健康保険証

脱退するとき	他の市町村へ転出するとき	・印鑑 ・国民健康保険証
	他の保険に加入したとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ・加入した健康保険の保険証または加入を証するもの
	死亡したとき	・印鑑 ・国民健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ・保護開始決定通知書

その他の	住所、氏名、世帯主が変わったとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ※事前に変更の手続きを行ってください。
	世帯を分けたとき 世帯を一緒にしたとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ※事前に住民票の変更手続きを行ってください。
	保険証をなくしたとき 保険証の汚れなどで使えなくなったとき	・印鑑 ・本人確認できるもの(運転免許証等)
	就学の為、子どもが他の市町村に住むとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ・在学証明書

- 届出にはマイナンバーカード、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類が必要です。
- すべての人が何らかの健康保険に加入しなければなりません。
- 脱退の届出が遅れると、資格喪失した時点まで医療費の国保負担分を返還していただくことがあります。

● いろいろな医療給付

国民健康保険では、被保険者（加入者）に対し、次のような医療給付を行っています。給付を受けるには手続きが必要となりますので、詳しくは担当課にお問い合わせください。

- 出産育児一時金・・・被保険者が出産した場合に、一時金として42万円を支給します。
 - ・ 申請に必要なもの・・・保険証、印鑑、母子健康手帳、世帯主の口座番号、死産・流産の場合は医師の証明書（妊娠12週以上であれば支給されます。）

- 葬祭費・・・・・・・・・・被保険者が死亡した場合に、5万円を支給します。
 - ・ 申請に必要なもの・・・保険証、印鑑、葬祭を行った方の口座番号

- 療養費・・・・・・・・・・コルセットなどの補装具代や、保険証を持たずに受診し、一旦全額負担した場合は、自己負担分を除いた額が支給されます。
 - ・ 申請に必要なもの・・・保険証、印鑑、領収書、世帯主の口座番号

- 高額療養費・・・・・・・・・・1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合に該当となります。該当世帯に担当課からお知らせを送りますので、手続きを行ってください。限度額を超えた額が支給されます。なお、医療費を支払ってからお知らせが届くまでに2か月程度かかります。



「秋空高く」（第12回清川村写真コンテスト入選作品）

後期高齢者医療

(担当窓口：税務住民課)

こんなとき		必要なもの
加入するとき	県外から転入してきたとき	後期高齢者医療負担区分等証明書、本人確認書類、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止・停止通知書、本人確認書類、印鑑
	65歳から74歳の方で一定の障害がある方で、加入を希望するとき	年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書のいずれか一つ、本人確認書類、印鑑

脱退するとき	県外へ転出するとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けたとき	保護決定通知書、保険証、印鑑
	死亡したとき	死亡した方の保険証、印鑑
	障害認定を受けている方で、障害状態非該当になったとき、または障害認定の申請を撤回するとき	保険証、印鑑

その	県内で住所が変わったとき	村内の場合	保険証、本人確認書類、印鑑
		他の市町の場合	本人確認書類、印鑑 ※前の保証証は転出手続の際にお返しく下さい。
の	氏名が変わったとき		保険証、本人確認書類、印鑑
他	保険証を紛失したとき		本人確認書類、印鑑
	保険証を汚したとき		保険証、本人確認書類、印鑑

○署名の場合には、押印を省略できます。

○コルセット等の補装具、高額療養費の給付もあります。担当課にお問い合わせください。

国民年金

(担当窓口：税務住民課)

こんなとき	必要なもの
厚生年金や共済組合のある会社等を退職したとき	年金手帳、印鑑、退職年月日の確認できるもの (社会保険の資格喪失証明書等)
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき(配偶者の退職、離婚)	年金手帳、印鑑、退職年月日、離婚等の年月日の確認ができるもの(社会保険の資格喪失証明書等、場合によっては戸籍謄本等)
氏名や住所が変わったとき	年金手帳、印鑑
年金を受給するとき(65歳になったとき)	年金手帳、印鑑、戸籍謄本、住民票、本人名義の預(貯)金通帳など
年金を受給している人が死亡したとき	年金証書、届出者印鑑、届出者名義の預(貯)金通帳、戸籍謄本、住民票など
年金を受給している人の住所や年金受給金融機関が変わるとき	年金証書、印鑑、通帳
世帯の所得が少ないため国民年金の保険料が納められないとき(国民年金保険料免除申請)	一般…印鑑(失業の場合は離職票の写)、年金手帳 学生…印鑑、学生証(在学証明書も可)、年金手帳



④ 環境・衛生

ごみ

(担当窓口：税務住民課)

● 家庭ごみ

もえるごみ・資源ごみ・その他ごみ等のごみ収集は、年度ごとに発行する「ごみと資源の収集日程表」に基づき1区及び2区に分けて収集しています。ごみの分別方法は、「ごみと資源の正しい出し方 家庭用ガイドブック」を参考にしてください。

ごみ袋は、市販の透明または半透明を利用してください。

● 事業系ごみ

村内の事業所から排出される一般廃棄物のもえるごみは、有料で処理しています。村にごみ処理を依頼する事業者は、事業所登録を行い、処理券を購入してください。

資源ごみは、家庭ごみと同様のスケジュールで収集しています。

ごみを大量に排出する事業者、その他(粗大)ごみや産業廃棄物は、専門業者に依頼してください。

● 庭木の剪定枝収集

家庭から排出される庭木の剪定枝など(直径12cm以内の剪定枝、落ち葉や枯れ葉などの葉のみの状態のもの、草刈した草花)の資源化のため、月2回、ごみステーションにて収集しています。

● 出し方 剪定枝…50cm以内の長さに切断し、ビニール紐などで縛って束にして搬出してください。(束の直径は30cm以内にしてください。)

落ち葉等…半透明の袋に入れて搬出してください。(紙、プラスチック・軍手などと混入しないでください。)

※剪定枝を清川クリーンセンターに持ち込み、破碎した後、破碎チップを持ち帰る処理も行っています。持ち込みの際は、事前(3日前)に担当課へ申し込んでください。その際、枝は50cmの長さに束ねないで、軽トラックに乗る程度の長さのまま持ち込みできます。

● 生ごみ処理機等購入費助成事業

厨芥ごみの減量化、再利用等を推進するため、生ごみ処理機等の購入に対して費用の一部を助成し、生ごみの減量化を図る事業です。

● 「清川のごみを考える会」主催 フリーマーケット開催

「清川のごみを考える会」が主催となり、限りある資源の有効利用とリサイクルの推進に資するため、フリーマーケットを開催します。開催日程については、お問い合わせください。

地球温暖化防止

(担当窓口：税務住民課)

● 住宅用太陽光発電設備・住宅用太陽熱利用設備・木質バイオマスストーブ設置補助

● 電気自動車等導入補助

地球温暖化防止対策の一環として、再生可能エネルギーを活用した住宅等にかかる設備や電気自動車等の費用の一部を助成する制度があります。詳しくは、税務住民課にお問い合わせください。

ペット

(担当窓口：税務住民課)

● 犬の登録

犬を飼う方は、自分の飼っている犬を登録することが義務づけられています。

登録の手続きは担当窓口で行っています。また、飼い犬の死亡・失踪・飼い主の住所変更等があつ

たときは、担当窓口にご連絡してください。

●登録手数料・・・・・・・・・・3,000円（1頭）※鑑札が交付されます。

●鑑札再交付手数料・・・・・・・・1,600円（1件）

● 狂犬病予防注射

生後91日以上飼育された犬については、年1回狂犬病の予防注射を受けることが法律で義務づけられています。予防注射は村で実施する集合注射を利用するか、最寄りの動物病院で受けてください。

集合注射は毎年4月末ごろ実施します。日時等は広報紙4月号でお知らせします。

●注射料金・・・・・・・・・・3,050円（1頭）

●注射済票交付手数料・・・・・・・・550円（1頭）※注射済票が交付されます。

●注射済票再交付手数料・・・・・・・・340円（1件）

● ネコの不妊・去勢手術費の助成

生後6か月以上が経ち、動物病院で不妊・去勢手術を受けたネコについて、手術費の一部を助成します。手術後6か月以内に動物病院での支払証明書（領収証）を添付して、担当窓口へ申請してください。

●不妊手術の助成・・・・・・・・5,000円（1頭）

●去勢手術の助成・・・・・・・・3,000円（1頭）

● 犬・ネコ等の死体処理

飼い主の不明な犬・ネコ（動物愛護法に基づく動物で鳥獣を除く）の死体に限り、村の指定委託業者が引き取ります。場所や動物の種類、状況等を担当窓口にご連絡してください。

宮ヶ瀬霊園

（担当窓口：税務住民課）

● 施設概要

宮ヶ瀬霊園は昭和58年3月に宮ヶ瀬湖畔に設置された村営の霊園で、空き区画及び永代供養墓（お墓の継承者のいない方等が使用）の使用者を募集しています。

●空き区画 使用料・・・・・・・・①3.3㎡ 39万6千円

②4.0㎡ 48万円

管理料・・・・・・・・①3.3㎡ 年額4,270円

②4.0㎡ 年額5,180円

●永代供養墓 使用料・・・・・・・・①申請時に村に引き続き1年以上住民登録のある方
1体 10万円

②申請時に県内に住民登録のある方

1体 20万円

管理料・・・・・・・・不 要

墓所等をお探しの方は、担当課にお問い合わせください。

⑤ す ま い

水 道

(担当窓口：まちづくり課)

● 水道料金

水道料金は、2か月ごとの水道メーターの検針により、下水道使用料（下水道を使用されている場合）と併せて徴収しています。

● 使用開始、廃止、休止、変更等の届出（下水道も同様）

- ・転入や転出等により水道の使用を開始または休止するとき
- ・長期の不在などで一時的に閉栓するとき
- ・使用者や所有者（管理人）の氏名または住所が変わったとき

● 水道関係手数料

- 加入負担金・・・172,800円（水道メーター口径20ミリメートル以下）

新築住宅を建てる場合など、村の水道に加入する際に必要になります。

※メーターの口径により加入負担金の額が異なります。

- 設計審査手数料・・・2,000円 ● 検査手数料・・・1,000円

新築や増改築で給水装置の工事を行う場合に、手数料が必要となります。

● 水道工事

各家庭の水道工事や漏水等の修理は、清川村指定給水装置工事事業者にご依頼ください。

下 水 道

(担当窓口：まちづくり課)

● 下水道使用料

水道料金と併せて徴収しています。

● 下水道関係負担金

- 受益者分担金・・・200,000円（水道メーター口径20ミリメートル以下）

※水道メーターの口径や集合住宅などにより分担金の額が異なります。

● 排水設備工事

トイレの水洗化工事や宅地内の下水道接続工事等は、清川村下水道指定工事店にご相談ください。

● し尿浄化槽、くみ取り式トイレの清掃

し尿のくみ取りや浄化槽清掃のご依頼は、担当課にお申込みください。し尿処理手数料は、10リットルにつき163円（消費税含）です。

村営住宅

(担当窓口：まちづくり課)

清川村では、現在15棟（宮ヶ瀬地区2棟、煤ヶ谷地区13棟）の村営住宅を設置しています。また、平成29年度に煤ヶ谷地区に5棟（10戸）の村営住宅を整備する予定です。

村営住宅に空きが出た場合は、広報紙等により入居者募集のお知らせをします。入居を希望される方は申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて担当課に申し込んでいただくことになります。なお、入居資格、家賃（入居者負担額）、手続き等詳細については、担当課にお問い合わせください。

- 家 賃（入居者負担額）・・・・・・・・入居者の所得等に応じて決定されます。

道路や水路を占用・使用するとき

(担当窓口：まちづくり課)

清川村が管理する道路や水路を一時的に使用したり、道路敷地に建設用の足場や広告板を立てたり、水道管などを埋設するときは、道路管理者から占用許可を受けなければなりません。また、占用料が

必要な場合もあります。

家を建てる時

(担当窓口：まちづくり課・産業観光課)

住宅、倉庫等を新築、増改築される方は、工事にかかる前に建築確認申請が必要です。

申請は村を經由し、厚木土木事務所まちづくり・建築指導課、または、民間の指定確認検査機関で確認を行うこととなりますが、手続を行わないと「違法建築」となり、場合によっては「除却命令」が出されることがあります。

● 確認申請の必要な場合 (まちづくり課)

- 新 築・・・すべて申請が必要です。
- 増 改 築・・・床面積が10㎡を超える場合は申請が必要です。

※県立自然公園特別地域内に建築する場合は、別途許可申請が必要となりますので、まちづくり課にお問い合わせください。

● 勤労者等住宅資金利子補給 (まちづくり課)

勤労者等の方が、融資機関から住宅資金の融資を受けた場合、利子補給金を交付する制度があります。詳しくは、まちづくり課にお問い合わせください。

● 合併処理浄化槽設置事業補助金 (まちづくり課)

下水道に接続困難な地区において、既にお住まいの方あるいは新たに住まれる方が合併処理浄化槽を設置するに当たり、その費用の一部を助成する制度があります。詳しくは、まちづくり課にお問い合わせください。

● 住宅リフォーム助成 (産業観光課)

村内事業者を利用して行う個人住宅のリフォーム工事に係る費用の一部を助成する制度があります。詳しくは、産業観光課にお問い合わせください。

新築住宅を取得したとき

(担当窓口：政策推進課)

● 住宅取得奨励金

村内に新築住宅を建築、または、村内の新築住宅を購入した場合に奨励金を交付します。詳しくは、政策推進課にお問い合わせください。

- 新築住宅を取得された方・・・20万円
- 村外から転入された方・・・30万円
- 村内業者が建築した場合・・・50万円

農 林 業

(担当窓口：産業観光課)

● 農地に関する届出、許可、相談

農地を売買、賃借、贈与、交換、転用等を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。農地や農業者年金に関することは、産業観光課内の農業委員会までお問い合わせください。

- 農業委員会・・・毎月開催しています。
- 農地転用申請・・・受付は毎月10日締め切りで、県許可(農地法4条・5条)までに通常2か月程度かかります。

● 森林を取得したとき

森林を売買や相続などで、新たに取得した方は、90日以内に市町村長への届出が必要です。

なお、相続の場合であって、90日以内に新たな所有者が決定しない場合は、相続人全員の届出が必要となります。詳しくは産業観光課農林係までお問い合わせください。

⑥ 保健・福祉

母子保健

(担当窓口：保健福祉課)

● 妊娠がわかったら

妊娠がわかったらなるべく早い時期に、保健福祉課の窓口妊娠届を提出し、母子健康手帳や健康診査票の交付を受けましょう。

- 母子健康手帳の交付・・・妊娠、出産育児に関する健康状態及び予防接種の状況など、母と子の健康状態、健康診断の結果を記録する手帳を交付します。
- 妊婦健康診査票の交付・・・母子健康手帳の交付時に、妊婦が健康診査の受診ができる妊婦一般健康診査受診補助券を14回分交付します。
- 妊婦歯科健康診査票の交付・・・母子健康手帳の交付時に、妊婦が歯科健康診査の受診が無料でできる受診券を1回分交付します。

● 赤ちゃんが生まれたら

乳幼児に対し、次のような健康診査や健康相談等を行っています。会場は保健福祉センターやまびこ館で、日程は健康カレンダーに記載してあります。

- 出産祝い金の支給・・・村に6か月以上在住の方に対し、出産時の申請により、一人10万円を祝い金として支給します。
- 乳幼児健康診査・・・4か月児、8～10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児を対象の定期健康診査、就学前のお子さんを対象の定期外健康診査、また、健診時に育児相談も行います。
- 歯科健康診査・・・1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児を対象の定期歯科健康診査、就学前のお子さんを対象の定期外歯科健康診査を健康診査に併せて行います。
- 育児教室等・・・乳幼児と保護者を対象とした育児教室、のびのび子育てサロンなどを行っています。
- 新生児訪問・妊産婦訪問・・・生後1か月未満の全新生児及び妊婦・産婦に対し、訪問にて、健康状態の確認と育児相談及び指導を行います。
- 歯ッピーむし歯ゼロ・・・4歳から15歳までを対象に、村内歯科医院において、フッ化物洗口剤の配付を行います。

※乳幼児に関する健康相談は随時行っています。電話でも結構ですので、保健福祉課の保健師までお気軽にご相談ください。

● 不育症治療費助成金

不育症の検査・治療等にかかる医療費の助成を行います。

詳しくは、担当課にお問い合わせください。

● 特定不妊治療助成

不妊症と診断された方に対し、医師により行われる体外受精及び顕微授精による不妊治療に助成を行います。助成対象となる方は、法律上の婚姻をしていることや前年中の所得状況等、神奈川県特定不妊治療費助成事業の対象とされた方などです。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

● **小児の医療費助成**

お子さんの医療費のうち、保険診療の自己負担を助成します。

- **助成内容** 通院費の場合は、出生から中学校卒業まで、自己負担なし（全額助成）
入院費の場合は、出生から満18歳の3月31日まで、自己負担なし（全額助成）
- **手 続 き** 出生及び転入届を提出した際に手続きしていただきます。以降、更新時には連絡します。

● **子育て用品購入助成**

乳幼児期の育児支援として、乳幼児を養育する者に対し、小児用おむつ・おしりふき・ポータブルトイレ等の購入費用の助成を行っています。

- **おむつ等の助成** 助成限度額は1か月4,500円で、お子さんが2歳6か月に達する月までです。

● **育児ママリフレッシュ事業**

子育てに忙しい母親（父親）の心身のリフレッシュを目的に、あおぞら保育園の一時預かりの利用券を発行します。

- **内 容** 4月1日を基準日として1～2歳児の児童(保育園等に入所していない)を養育する保護者に対し、年6回を限度にあおぞら保育園での一時預かりを利用した際の保育料を村が負担します。(おやつ・給食代は自己負担で、1回4時間まで)

● **ブックスタートパックの支給**

村内に住所を有する赤ちゃんと保護者が、言葉を交わしながら楽しいひとときを持つことができるよう絵本をお贈りします。

- **内 容** 4か月児健診時に民生児童委員や保健師から読み聞かせの説明と絵本が入ったパックを配布しています。

● **児童手当**

中学校を卒業するまでの児童を養育している方に、児童手当が支給されます。(所得制限あり)

● **支給額**

		所得制限未満の者	所得制限以上の者
3歳未満		月額15,000円	月額5,000円
3歳～ 小学生	第1・2子	月額10,000円	
	第3子以降	月額15,000円	
中学生		月額10,000円	

※所得制限額以上の方には、特例給付として月額で一律5,000円

- **手 続 き** 出生及び転入届を提出した際に手続きしていただきます。以降、引き続き手当を受けるためには、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

● **一時預かり**

保護者のリフレッシュ、疾病、出産、病人などの付き添いなどの理由により児童を保育することが困難となった場合、当該児童を一時的に預けることができます。

- **実施場所** あおぞら保育園内
- **実施日** 月～金曜日
- **利用日数** 週3日以内
- **利用時間** 午前8時30分から午後4時30分まで
※保育時間は4時間を基本とし、それ以降は1時間毎に延長
- **利用料金** 対象年齢で異なります。直接、保育園にお問い合わせください。
- **申し込み・問い合わせ** あおぞら保育園 (☎281-7350)

● 保育園

保護者や家族が仕事などの理由により、家庭で保育ができない時には、お子さんを村内の「あおぞら保育園」、「にじいろ保育園」、または在勤する市町内の保育園に預けることができます。対象は、小学校入学前の児童です。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

● 放課後児童クラブ

仕事や病気などの理由により、保護者や家族が日中不在となる家庭の児童の健全育成を図るため、放課後の一定時間お預かりする制度です。対象は、村内の小学校に通う1年生から6年生までの児童です。

● 実施場所・・・保健福祉センターひまわり館

● 利用料金・・・保育料6,000円(月額)、おやつ代他2,000円(月額) ※夏休みは別途負担あり
及び傷害保険料1,800円(年額) ※変動あり

詳しくは、担当課にお問い合わせください。

各種検診等

(担当窓口：保健福祉課)

● 救急医療

緊急医療等受信の場合は、なるべく電話で連絡のうえ、受信してください。

● 休日夜間急患診療所（メジカルセンター）※注 車は国道129・246号側からは入れません。（一方通行のため）

・ 受付時間・・・昼（日曜・祝日・年末年始）①9:00～11:30 ②14:00～16:30

夜間（土・日・祝日・年末年始）18:00～21:30、（平日）19:00～21:30

・ 診療科目・・・内科、小児科

・ 所在地・・・厚木市水引1-16-45 (☎297-5199)

● 輪番病院による休日・夜間の二次救急

・ 診療日・・・毎日

・ 診療時間・・・平日夜間 17:00～翌日 9:00 土曜日 12:00～翌日 9:00

日曜日・祝日・年末年始 9:00～翌日 9:00

・ 診療科目・・・内科、外科

・ 診療病院・・・第1当番病院は、6病院が輪番制で行います。第2当番病院は、奇数月の金曜日が仁厚会病院、偶数月の金曜日が湘南厚木病院、金曜日以外は東名厚木病院です。

● 厚木市立病院による休日・夜間の二次救急

・ 診療日・・・毎日

・ 診療時間・・・平日夜間 17:00～翌日 9:00

土曜日・日曜日・祝日・年末年始 24時間

・ 診療科目・・・内科、外科、小児科

・ 所在地・・・厚木市水引1-16-36 (☎221-1570)

● 休日歯科診療（歯科保健センター）

・ 診療日・・・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

・ 受付時間・・・①10:00～11:30 ②13:00～16:30

・ 所在地・・・厚木市中町1-4-1 厚木市総合福祉センター1階

(☎224-6081)

● 障がい者の歯科診療

● 障がい者歯科診療（歯科保健センター）

- ・ 診療内容・・・・・・・・障がい者歯科診療（毎週火・木曜日 13:30～17:00）
摂食嚥下機能発達支援診療（月 2 回不定期 9:30～12:00）
口腔保健指導（毎週土曜日 13:30～17:00）

- ・ 所在地・・・・・・・・厚木市中町 1-4-1 厚木市総合福祉センター 1 階
(☎ 2 2 4-6 0 8 1)

※受診には予約が必要です。予約受付は月～金曜日 10:00～16:30（12:00～13:00 を除く）

● 予防接種

● 個別接種

（定期）

- ・ 乳幼児・・・・・・・・BCG、四種混合、B型肝炎、水痘、麻しん・風しん混合、日本脳炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等を、村委託の医療機関で行います。
- ・ 児童生徒・・・・・・・・二種混合、日本脳炎、子宮頸がんワクチンを、村委託の医療機関で行います。
- ・ 65歳以上・・・・・・・・1,500円の自己負担でインフルエンザ予防接種の助成を行っています。

<高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種>

- ・ 定期接種対象の方で、個人負担4,000円で接種ができます。

（任意）

<季節性インフルエンザ予防接種>

- ・ 0歳以上16歳未満・・・予防接種費用のうち1,000円を助成しています。（上限2回）

<風しん緊急対策予防接種>

予防接種費用のうち、MRワクチン6,000円、単体ワクチン4,000円を助成します。

- （対象者）
- ・ 妊娠予定、妊娠希望のある満19歳以上の女性（妊婦は不可）
 - ・ 妊娠している女性の配偶者
 - ・ 平成2年4月1日以前に生まれた40歳未満の男性で、過去に風しん予防接種を受けていない方、または風しんに罹患したことがない方

詳しくは、担当課にお問い合わせください。

● 健康診査

住民の皆さんを対象に、次の健康診査を行っています。自分の体の健康状態を確認するためにも、健診を受けるようにしましょう。

● 検診の種類

- ・ 特定健診・・・・・・・・国民健康保険被保険者40歳から74歳までの方に対して、7月に集団健診で行っています。また、7月から11月まで個別健診を行います。なお、人間ドック費用の助成を行っています。
- ・ 健康診査・・・・・・・・20歳から39歳までと、75歳以上の方に対して、村独自の健診として実施。また、全住民対象に、骨密度測定検診、肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診も同時に行っています。
- ・ 歯科健康診査・・・・・・・・40歳以上の方を対象に、厚木市・愛川町・村内の指定歯科医療機関にて個別健診を実施します。（9月～12月）※自己負担あり

- ・ **各種がん検診** 胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、の検診を総合的に
行う集団検診を7月に行います。また、子宮がん、乳がん、口腔がんについては個別検診も行っています。(8月～翌2月)
なお、体調等の理由により胃がんX線検診が受けられない方は、
個別で胃がんリスク検診が受けられます。

※上記健康診査は無料です。

● **各種相談等**

- ・ **健康栄養相談** 生活習慣病の改善が必要な方や健康上の心配のある方を対象に、栄
養士・保健師が年4回相談に応じます。
- ・ **健康運動相談** 生活習慣病の改善が必要な方や健康上の心配がある方を対象に、健
康運動指導士が年4回相談に応じます。
- ・ **健康教室・健康相談** 生活習慣病の予防、健康づくりの知識の普及や実践のための方法等
について、講演会や健康教室を実施します。また、希望により、来
所、訪問、または電話等により、保健師による健康相談を行います。
- ・ **メンタルヘルス相談** 精神科医による心の健康相談
- ・ **こころの相談室** 臨床心理士による心の相談、カウンセリング

● **各種健康講座・健康教室**

住民の皆さんの心身の健康づくりのため、ヘルスアップ健康講座、こころの健康講座、健康まつり等を行っています。

● **食育推進**

「食」を通じた健康の保持増進や家庭・地域でのコミュニケーションを豊かにするため、各種保健指導や体験学習イベント、ボランティア育成等を実施します。

- ・ **各種健康教室の** マタニティ教室や育児教室、親子食育講座、子どもの手作りおやつ
レシピ紹介 などの調理実習で作ったレシピや写真を紹介します。
- ・ **朝食キャンペーン** 毎月第一日曜日を「朝ごはんの日」とし、広報紙・ラジオ等により、
家族で朝食を食べることを推進します。



「清川村の玄関口」(第12回清川村写真コンテスト応募作品)

● **介護保険**

介護保険制度は今まで主に家庭が行っていた介護を社会全体で支え、老後を安心して送ることができるよう作られた制度です。

介護サービスは、「在宅」で受けるものと「施設」で受けるものがあります。介護サービスを受けるには、担当窓口申請していただき、「介護が必要である」と認定される必要があります。

こんなとき	必要なもの
65歳になったとき	役場から保険料納付書と保険証を送付
転入したとき	受給資格証明書（認定者のみ）
転出するとき	介護保険被保険者証
被保険者証をなくしたとき	印鑑
死亡したとき	介護保険被保険者証

※詳しくは、担当課にお問い合わせください。

- **地域包括支援センター**・・・支援を必要とする高齢者やその家庭の方々の在宅介護に関する相談に応じます。お気軽にご相談ください。

- ・清川村地域包括支援センター（清川村役場保健福祉課内 電話 288-3861(直通)）

- **介護保険で利用できる介護サービス**

- ・ **在宅サービス**・・・訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・訪問看護・居宅介護支援・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション・短期入所サービス・特定施設入所者生活介護・福祉用具貸与・福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給

- ・ **施設サービス**・・・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設（老人保健施設）・介護療養型医療施設（療養病床など）

- **介護予防・生活支援サービス**・・・介護保険の対象とならない場合でも、日常生活に何らかの支障や不安のある方、介護保険の認定で「該当しない（自立）」と判定された方など、介護保険のサービスの対象とならない方などに、介護予防や自立支援のサービス提供をしています。

- **一般介護予防事業**

- ・ **転倒予防教室（にこにこあしあし体操教室）**

高齢者が転倒骨折等により要介護状態となることを予防し健康増進を図ることを目的とし、健康運動指導士・保健師により体力測定・下肢筋力の増強・ストレッチ体操等の運動指導を実施しています。

- ・ **訪問指導・訪問機能訓練**

通所での介護予防事業に参加が困難な高齢者を対象に、理学療法士・保健師によりリハビリ訓練及び生活習慣病予防指導等を実施しています。

- ・ **認知症予防教室（脳活性化教室）**

認知機能の低下が認められる高齢者を対象に、健康運動指導士・保健師により日常生活に身体活動を増やすことで認知機能の低下を防ぐ講演・実技指導を実施しています。

- ・ **高齢者栄養改善教室**

高齢者及びその家族を対象に、骨粗しょう症、低栄養など、高齢者の生活機能低下予防を目

的とし、栄養士・保健師により講話・調理実習等による食生活指導を実施しています。

●在宅療養者支援事業

在宅において、寝たきりの要介護者におむつ等を支給します。

●通所型サービス事業

引きこもりになりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、その状態を踏まえながら通所の方法により、運動やレクリエーション等を提供することで、当該高齢者が要介護状態にならないよう、心身機能の維持または向上と利用者相互の交流を図ります。

●介護保険料の納め方

・1号被保険者（65歳以上の方全員）

介護保険料は原則として、年金から差し引かれます。ただし、年金額が年額18万円未満の方や転入された方には納付書を発行しますので、下表の納期（年度途中で65歳になられた方は随時指定納期）により個別に納めていただきます。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

・2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方全員）

40歳の誕生日月から、加入されている医療保険の保険料に介護保険料を上乗せして納めていただきます。※詳しくは、担当課にお問い合わせください。

●母子・父子福祉

●児童扶養手当・・・18歳までの児童生徒を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父、または養育者などに手当が支給されます。

・対象等 18歳の誕生日を迎えた日以後の最初の3月31日までの児童生徒が対象となります。（手当額は、対象児童数及び請求者（母（父）または養育者）や同居している扶養義務者の所得により異なります。なお、それぞれの所得額に制限があります。）

●ひとり親家庭等・・・18歳までの母子・父子家庭の医療費のうち保険診療時負担分が助成医療費助成制度 されます。

・対象等 18歳の誕生日を迎えた日以後の最初の3月31日までの児童生徒と扶養している母または父、養育者が対象となります。医療機関にかかる場合は、発行される医療証を保険証と一緒に提示してください。なお、養育者の所得額に制限があります。

●高齢者福祉

高齢者の皆さんが元気で自立した生活を送ることができるよう、介護保険事業の他にさまざまな支援を行っています。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

●家族介護用品支給事業・・・在宅において寝たきりの要介護者におむつ等を支給します。

●敬老事業・・・敬老会を開催し、祝い品等の支給を行います。

●配食サービス事業・・・65歳以上の一人暮らしなどの高齢者世帯等に対し、週2回配食サービスを行います。

●ふれあいセンター利用・・・65歳以上の方がふれあいセンターを利用した場合に、入館料、和室およびカラオケ室の利用料金を助成します。（いきいきわいわいカード制度）

●高齢者バス割引乗車券・・・70歳以上の方が、神奈川中央交通株が発売している「かなちゃん購入費助成事業 手形」を購入する際に助成を行います。

- **高齢者医療費助成事業**・・・70歳以上の方で医療保険等の自己負担割合が1割となっている方の1か月の医療費が3,400円を超えて支払った場合は、超える部分について申請することにより助成をします。

※高齢者医療費助成の窓口は税務住民課になります。

- **ふれあいセンター**・・・ふれあいセンターや公共施設などに無料で送迎します。
送迎サービス事業 村内の3地域に分け、週に1回、お住まいの地区に定められた乗降場所から送迎します。

● 障がい者福祉

障がいをお持ちの方が暮らしやすい社会を目指して、さまざまな支援を行っています。サービスを受けるためには、障害者手帳の交付を受けることが必要となる場合もあります。

● 障害者手帳

- ・ **身体障害者手帳** 身体に障がいがある方がさまざまなサービスを利用するために必要な手帳で、障がいの程度により1級から6級に区分されます。
- ・ **療育手帳** 知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳で、障がいの程度によってA1からB2の4区分があります。

・ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることが認定された場合に交付され、1級から3級に区分されます。手帳の交付を受けた方には、各種の支援策が講じられ、精神障がい者の自立と社会復帰、社会参加の促進が図られます。

※住所が変わったときなどは、手続きが必要になります。

● 手当・年金

・ 福祉手当

障害者手帳をお持ちの方の生活の安定と、福祉の増進に寄与することを目的として、福祉手当を支給します。対象者の方には個別通知を送付します。届かない場合は担当課にご連絡ください。

・ 在宅重度障害者等手当

基準日（毎年8月1日）において、県内に継続して6か月以上居住している在宅の「重度重複障害者等」に支給されます。（65歳以上で新たに障がい者となられた方を除く。）

・ 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者（20歳以上）に支給されます。ただし、病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している場合または施設等に入所されている場合は、資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合は支給停止となります。

なお、原爆被害者の介護手当、公害被害者補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

・ 障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障害児（20歳未満）に支給されます。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している場合、または施設等に入所されている場合は資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合は支給停止となります。

・ 障害基礎年金

次の条件のすべてを満たす方に支給されます。

国民年金加入中に初診日があり、国民年金法の1級・2級の障がい程度

の状態になった方で、初診日の前々月までの加入期間に3分の2以上の保険料納付（免除期間・学生納付特例期間も含む）をされた方。また、20歳になる前に初診日のある方。

なお、特例として、初診日の属する月の前々月から直近1年間に保険料未納期間がないときは、保険料納付条件を満たしているものとされます。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

- ・ **特別障害給付金** 次の条件を満たす方に支給されます。

①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生

②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者年金（厚生年金、共済組合等）加入者の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいの状態に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象外です。

● 日常生活の支援

- ・ **障害者総合支援法のサービス**

障がいをお持ちの方の自立を支えるため、障害者総合支援法のさまざまなサービスの費用を助成します。

介護給付…居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援

訓練等給付…自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）

※原則として、費用の1割が自己負担の定率負担です。また、利用するサービスにより、食費、光熱水費などの負担があります。なお、本人やご家族の収入により、利用者負担の軽減策が講じられています。

- ・ **児童福祉法のサービス**

障害児支援のため、さまざまなサービスの費用を助成します。

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

- ・ **補装具の支給**

身体障害者の日常生活における移動等の向上を図るため、失われた身体機能を補うための用具、またその修理に要する経費を支給します。

- ・ **日常生活用具の支給**

重度の身体障害児者、知的障害児者に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を支給します。

- ・ **移動支援**

屋外で移動が困難な障がい者に対し、社会生活上で必要不可欠な外出や余暇活動のための支援を行うサービスです。

- ・ **日中一時支援**

介護者の社会的理由などにより、一時的に障がい者の介護ができないときに障害者支援施設等において介護を実施するサービスです。

- ・ **訪問入浴サービス**

家庭において入浴することが困難な身体障害児者に対して、移動入浴車にかかる経費の一部を給付します。

● 医療

・ 自立支援医療

身体障がい者や精神障がい者が所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。自己負担は1割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

更正医療…身体障害者手帳を持っている18歳以上の方が、治療することによって障がいの程度が軽くなり、仕事や日常生活における活動能力が高まることが期待できる場合。

育成医療…身体に障がいのある児童が、指定された医療機関でその障害を除去または軽減するために治療を受けた場合。

精神通院医療…精神障がいの医療を受けるために、病院などに通院する場合。

・ 重度障害者医療

重度の障がい者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険診療の自己負担分について助成します。

● 各種助成

・ 住宅改良等経費助成

重度の障がい者またはその保護者の方が、障がい者が生活しやすいように住宅設備を改修した場合、その工事の費用を助成します。

・ 自動車改造費の助成

身体障害者手帳をお持ちの方が運転する自動車を、改造する経費を助成します。

・ 障害者施設通所交通費助成

社会福祉施設等に通所する心身障がい者及び精神障がい者に対し、公共交通機関を利用した場合の交通費を助成します。

・ 重度障害者自動車燃料費助成

重度の障がい者等を対象として、生活の利便性を図るための自動車の運行に伴う燃料費の一部を助成します。

・ 障害者安心・おでかけタクシー利用助成

電車及び路線バスを利用することの困難な重度の障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るために、タクシー利用に係る経費の一部を助成します。

・ 障がい者グループホーム家賃助成

障害者総合支援法に基づき、共同生活を営む住居（グループホーム）において必要な支援を受ける「共同生活援助」を利用される方について、入居者が自己負担すべきグループホームの家賃（食費、光熱水費、日用品費等は除く）の一部を助成します。

・ 軽度・中程度難聴児補聴器購入費等補助

障害者総合支援法に基づく補装具費支給の対象とならない、軽度・中程度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入等に要する費用の一部を補助します。

● 生活の福祉・民生委員

- 生活保護・・・・・・・・生活保護は、世帯の収入、扶養義務者の援護及び資金、その他の各種援護制度を使用しても最低生活を営むことができない方に対して、必要な保護を行い、自立を援助する制度です。

- 民生委員・児童委員・・・皆さんのお住まいの地域で、身近にいて福祉などの相談にのってくださったり、力をかしてくれるのが民生委員、児童委員の方々です。暮らしのこと、子どものことなど幅広く相談に応じてくれます。地区ごとに担当の方が決まっていますのでお問い合わせください。



「湖面鏡」 (第12回清川村写真コンテスト入選作品)



「若芽が萌える時」 (第12回清川村写真コンテスト応募作品)

⑦ 教 育

学校教育

(担当窓口：教育委員会)

● 入学するとき

- 就学時健康診断・・・入学する前年の10月に、就学予定者の保護者に対し通知します。
- 入学通知書・・・12月中旬に入学する学校を明記して、入学予定者の保護者に通知します。

● 小中学校入学祝金の支給

村内に住所を有し、実際に居住している児童・生徒の保護者に対し、小中学校の入学時に一人3万円の入学祝金を支給します。

● 転校するとき 転校する場合は、事前に教育委員会までご相談ください。

● 村外の小中学校へ転校するとき

- ・ 税務住民課で住所登録異動届け（転出）をしていただき、教育委員会へお越してください。
- ・ 在学していた学校で所定の必要書類をお受け取りください。
- ・ 転出先の市区町村に住民登録異動届け（転入）を行い、転出先の教育委員会で入学する学校の通知書をいただいでください。

- 村外から小中学校・・・村外から転入された児童・生徒は、転入された住所に基づき教育委員会へ転校するときの指定する学校に就学することになります。

高等学校等の通学費用補助

(担当窓口：教育委員会)

● 高等学校等通学費補助金

- 対 象・・・村内に住所を有し、村から高等学校等へ通学する生徒の保護者。
- 内 容・・・村から小田急線本厚木駅及びJR橋本駅までにおける3か月通学定期券購入代の半額を補助します。

● 高等学校等通学用自転車購入費補助金

- 対 象・・・村内に住所を有し、村から高等学校等へ通学する生徒の保護者。
- 内 容・・・高等学校等の在学中に1回の補助とし、補助額は自転車本体購入費用に対し2万円を上限とします。なお、2万円未満の場合はその額とします。ただし、冬季のみ（12月から3月の間の3ヶ月定期）バス通学する生徒は通学費補助対象です。

● 大学等通学費補助金

- 対 象・・・村内に住所を有し、村から大学等へ公共交通機関を利用して通学する学生。
- 内 容・・・村から小田急線本厚木駅及びJR橋本駅までにおける3か月通学定期券購入代の半額を補助します。
- 期 間・・・補助金申請期間は、高等学校等を標準修業年限で卒業した翌年度から大学等の標準修業年限終了までとします。ただし、修業年限が4年以上の大学等の補助期間は4年間を限度とします。

③保護者からの申請を受けて教育委員会で内容（給食費の支払い状況等）を審査し、支払った給食費（牛乳代）の全額を学期ごとにまとめて、保護者の口座に村から助成金として振り込みます。

●問い合わせ・・・・・・・・・・教育委員会事務局学校教育係（☎288-1215）

生涯学習

（担当窓口：教育委員会）

● 清川村運動公園

村民誰もが生活の中で手軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ環境の整備を図っています。

施設名	所在地	問い合わせ先
清川村運動公園 （照明施設あり）	野球場…1面 テニスコート（人工芝）…2面	煤ヶ谷 1518-2 管理事務所 （288-2548）

●休園日・・・・・・・・月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）
※12月上旬から3月下旬までは、野球場冬季閉鎖期間のため、野球場の利用はできません。（テニスコートは利用できます）

●受付時間・・・・・・・・午前9時から午後6時まで

●使用時間・・・・・・・・午前6時から午後10時まで

●使用料

施設名	施設使用料（2時間）		照明施設使用料 （2時間）
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
野球場（1面）	4,000円	16,000円	2,400円
テニスコート（1面）	2,000円	10,000円	1,000円

●申込方法・・・・・・・・公共施設予約システム（マイタウンクラブ）<https://www.mytownclub.com/navi-mtc/>により申込みしてください。

●その他・・・・・・・・野球場は毎月第2・4土曜日の午前は、小学生、中学生および高校生に無料開放しています。

● 生涯学習センターせせらぎ館・清川村図書館

清川村生涯学習センター「せせらぎ館」は、清川村の生涯学習活動の拠点となる施設で、1階に「図書館・児童の部屋・展示室」を、2階・3階には「みどりホール・楽屋（リハーサル室）・活動室・研修室・創作室・和室」を備えています。これらの施設は村事業をはじめ、生涯学習活動を行っている団体等の多くの方々に利用していただき、清川村の生涯学習活動を推進しています。

●施設の概要

	室名	説明
1階	図書館	一般図書、児童書あわせて蔵書数約4万冊を備えています。 また、お話しの部屋、学習室、AVコーナー、ITコーナーも備えています。 *開館時間9:00~18:00
	児童の部屋	子どもたちの遊び場として自由に利用できます。
	展示室	展示ができるコーナーを備えています。
2階	みどりホール	移動観覧席299名、障害者席6名収容の小ホールです。また観覧席を収納するとダンスなど多目的に使用できます。
	楽屋(リハーサル室)	リハーサル室を兼用しています。
	活動室1・2	団体等の自主活動や会議等に使用できます。
3階	研修室	研修会や会議に使用できます。
	活動室3	団体等の自主活動や会議等に使用できます。 ※村史編さん事務室として使用していますので、平成30年3月31日までは一般利用はできません。
	和室(10畳)	着付け、囲碁、将棋、茶道、華道等の実習に使用できます。 茶室は、炉、水屋を備えています。
	創作室	陶芸など工芸の作業等に使用できます。

●休館日・・・・・・・・・・年末年始(12月28日~1月4日)

●開館時間・・・・・・・・・・9時~22時

※図書館及び生涯学習センターの申請等の受付、使用許可を必要としない施設の利用については18時までです。

●申込方法

- ・村内在住者 使用日の属する月の3か月前の初日から(休館日のときは翌日)
- ・上記以外のもの 使用日の属する月の2か月前の初日から(休館日のときは翌日)

●施設使用料

区 分 施 設 名		基 本 使 用 料			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
みどりホール	平 日	3,000円	7,000円	10,000円	20,000円
	休日等	4,000円	9,000円	12,000円	25,000円
楽屋（リハーサル室）		400円	500円	500円	1,400円
活動室1		300円	400円	400円	1,100円
活動室2		300円	400円	400円	1,100円
活動室3		300円	400円	400円	1,100円
研修室		400円	500円	500円	1,400円
創作室		400円	500円	500円	1,400円
和室		400円	500円	500円	1,400円
展示室		1日につき1,000円			

- ・「休日等」とは、土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日です。
 - ・公用もしくは公益事業のために施設等を使用するとき又は特別の事由があると認めるときは使用料の減免規定があります。
 - ・登録団体の施設使用料は年額6,000円です。
 - ・みどりホールを使用する場合は、別途設備使用料がかかります。
- ※詳しくは、教育委員会にお問い合わせください。



「山里春訪」

(第12回清川村写真コンテスト入選作品)

⑧ 防災・安全

広域避難場所・避難所

(担当窓口：総務課)

● 広域避難場所

施設名	所在地	電話番号
緑小学校（校庭）	煤ヶ谷 2076	288-1003
緑中学校（校庭）	煤ヶ谷 1933	288-1241
運動公園（野球場）	煤ヶ谷 1518-2	288-2548
宮ヶ瀬小・中学校（校庭）	宮ヶ瀬 954-1	288-1343

● 避難所

施設名	所在地	電話番号
緑小学校（校舎）	煤ヶ谷 2076	288-1003
緑小学校（体育館）	煤ヶ谷 2076	288-1003
緑中学校（校舎）	煤ヶ谷 1933	288-1241
金翅自治会館	煤ヶ谷 1104-54	288-1243
中根自治会館	煤ヶ谷 1985	288-1804
八幡自治会館	煤ヶ谷 1785-1	288-2616
宮ヶ瀬小学校（校舎）	宮ヶ瀬 954-1	288-1343
宮ヶ瀬中学校（校舎）	宮ヶ瀬 954-1	288-1354

☆広報番組「ラジオきよかわだより」
周波数 83.6MHz（みやがせレイクサイドエフエム）
放送時間 8:45, 12:30, 15:30, 17:30
 ※変更となる場合があります。

「身近な村勢情報や
 イベント情報、また、
 観光情報などもお届けします！
 ぜひ、お聴きください」



FM 83.6

● きよかわ安全・安心情報ネットサービス

電子メールを利用して、ご登録いただいたパソコンや携帯電話のメールアドレスに対して村内の防災行政情報をお知らせするサービスです。詳しくは、村ホームページをご覧ください。

携帯電話用
QRコード**● 防災行政無線戸別受信機の無償貸与**

防災行政無線の放送が聴こえにくい世帯などを対象に、戸別受信機を無償で貸し出しています。

● 個人住宅用地防災対策工事費用助成金の支給

個人住宅の擁壁や塀を防災対策のために補修や改修、植栽化等の工事を村内の施工業者により実施した場合に、その経費の一部を助成しています。

● 救急医療情報セットの配布

かかりつけの医療機関や服用薬などの情報を「救急医療情報シート」にあらかじめ記入して備え置くことで、119番通報により救急隊員が駆けつけた際やその後の医療機関で迅速かつ適切な対応ができるよう65歳以上の世帯などの希望者に対して「救急医療情報セット」を配布しています。

● 消防団員募集

地域に密着している消防団は、地域防災の要として災害から人命と財産を守り続けてきた歴史があり、地域住民から深い信頼を得ています。村の安全を守り、安心して暮らせる生活のためには、消防団員の力が必要です。入団を心からお待ちしています（新入団員の準備金として、報償金を支給しています）。

● 防犯灯の設置

夜間における犯罪防止等のため、防犯灯を設置し、維持管理しています。

球切れ等を見かけた場合は、ご連絡ください。

● 蜂の巣の駆除（蜂防護服の貸出）

蜂の巣を自分（自己責任）で駆除する方に、蜂防護服の無料貸し出しをしています。防護服の貸し出しは予約制です。利用を希望される方は、事前に電話などでお問い合わせのうえ申請書を提出してください。

● 薬剤の有償配付

ヤマビルによる吸血被害を防ぐため、ヤマビルジェット（殺ヒル剤）・ヤマビルファイター（ヒルよけ剤）を産業観光課窓口で販売しています。ヤマビル被害でお困りの方は、ご利用ください。

● ヤマビルジェット（殺ヒル剤）・・・・・・・・・・ 300円/本

● ヤマビルファイター（ヒルよけ剤）・・・・・・・・ 500円/本

※販売本数は、いずれも一世帯で年間各5本までです。

⑨ 観光

ふれあいセンター「別所の湯」

(担当窓口：産業観光課)

清川村ふれあいセンター「別所の湯」は、丹沢の源流を水源とする清川ならではの水を使用する公営日帰り入浴施設です。

お風呂は、大浴場のほか、露天風呂、ひのき風呂、水風呂、サウナ室及び食堂を完備するとともに、のんびりくつろげる大広間、和室、最新の楽曲で楽しめるカラオケ室を完備しています。

- 営業時間 午前10時から午後9時まで(入館は午後8時まで)
- 定休日 毎週月曜日(月曜日が国民の祝日に当たるときはその翌日)及び年末年始
- 入館料 大人…3時間700円 6時間1,000円 1日1,300円
小人…3時間400円 6時間 600円 1日 800円
※小人とは、3歳以上、小学生以下の方
- 助成事業 村民の皆さんを対象とした利用助成事業を実施しています。

【満65歳以上の方に『いきいきわいわいカード』の発行】

- ・内 容 1回(3時間まで)につき100円でご利用いただくことができるカードを発行します。
ただし、ご利用は平日のみに限定させていただきます。
※時間超過された際は、追加料金をいただきます。
- ・発行方法 ご本人がセンター窓口において必要事項を記入した申請書を提出いただければ、その場でカードを発行します。(ご利用期間は、交付された年度内です。)
昨年度発行された方も新たに申請手続きが必要です。
- ・備 考 カード所有者5名以上が集まり、別途お申し込みいただければ、特別室(カラオケ室、和室)の使用料も一部助成します。

【3歳から65歳未満までの方に『優待券』の配布】

- ・内 容 1日無料優待券をお一人様6枚配布いたします。
ご利用は、休館日以外で曜日を問わずご利用いただけます。
- ・発行方法 上記期間中、ご本人がセンター窓口において必要事項を記入した申請書を提出いただければ、その場で優待券を配布します。(ご利用期間は、交付された年度内です。)
- ・備 考 申請は、1年度間に一人1回限りです。また、3歳未満のお子さんは無料となります。



ふれあいセンター「別所の湯」

〒243-0112

愛甲郡清川村煤ヶ谷1619番地

TEL (046) 288-3900

FAX (046) 288-3901

皆様のご来場を心よりお待ちしております。

道の駅 清川

(担当窓口：産業観光課)

道の駅 清川は直売所のほか、24時間使用できる無料休憩室や情報コーナーがある施設です。

直売所では、加工品や工芸品といった村の特産物をはじめ、新鮮な地場野菜や日用品等も販売していますので、ぜひご利用ください。

- 営業時間 午前10時から午後6時まで（会議室利用は午後9時まで）
- 定休日 1月1日・2日・3日
- その他 会議室のご予約は、清川村森林組合（指定管理者）までお問い合わせください。
(☎288-1351)

道の駅 清川

〒243-0112

愛甲郡清川村煤ヶ谷2129番地

TEL (046) 288-2700



地域セールスグッズ

(担当窓口：政策推進課)

● ペットボトル入り飲料水「きよかわの恵水」

ペットボトル入り飲料水「きよかわの恵水」は、地域セールス事業の一環として、村のPRと防災備蓄用の飲料水として平成24年3月に製造を開始しました。

「きよかわの恵水」は、村のおいしい水道水を使用し、村全体が大自然に囲まれ、また、水源地域であることから、「良質で良好な水」に恵まれている村のイメージをもとに名付けました。

- 販売価格 1本 100円
1ケース 2,200円（24本入り）

- 販売場所 道の駅 清川
☎288-2700
ふれあいセンター「別所の湯」
☎288-3900



● 清川村の花図鑑

村では、花の里づくり事業の一環として、身近な自然に目を向け、自然の美しさを感じるとることを目的に「清川村の花図鑑」を発行しています。

- 販売価格 1冊 1,000円
- 販売場所 役場2階政策推進課窓口
道の駅 清川
ふれあいセンター「別所の湯」





村内公共施設名称

名 称	所 在 地	電話番号
1 役場関係		
清川村役場	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1211 上記番号で各課へ 取り次ぎます。
柿坂自治会館	清川村煤ヶ谷 2938-1	—
中根自治会館	清川村煤ヶ谷 1985-1	046-288-1804
八幡自治会館	清川村煤ヶ谷 1785-1	046-288-2616
金翅自治会館	清川村煤ヶ谷 1104-54	046-288-1243
舟沢自治会館	清川村煤ヶ谷 19-1	046-288-1752
宮ヶ瀬地区住民センター	清川村宮ヶ瀬 971-53	046-288-1242
2 教育機関		
村立清川幼稚園	清川村煤ヶ谷 2130	046-288-1254
村立緑小学校	清川村煤ヶ谷 2076	046-288-1003
村立宮ヶ瀬小学校	清川村宮ヶ瀬 954-1	046-288-1343
村立緑中学校	清川村煤ヶ谷 1933	046-288-1241
村立宮ヶ瀬中学校	清川村宮ヶ瀬 954-1	046-288-1354
清川村学校給食センター	清川村煤ヶ谷 2132-1	046-288-2760
清川村生涯学習センター「せせらぎ館」	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-3895
清川村図書館	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-3895
清川村運動公園	清川村煤ヶ谷 1518-2	046-288-2548
3 保健・医療・福祉施設		
県立煤ヶ谷診療所	清川村煤ヶ谷 1706	046-288-1352
清川村宮ヶ瀬診療所	清川村宮ヶ瀬 971-53	046-288-1291
清川村保健福祉センター「やまびこ館」	清川村煤ヶ谷 2218	046-288-3861
清川村保健福祉センター「ひまわり館」	清川村煤ヶ谷 2220-1	046-287-1118 046-287-2011
4 環境・衛生施設		
清川クリーンセンター	清川村宮ヶ瀬 464-9	046-288-2348
清川村宮ヶ瀬霊園	清川村宮ヶ瀬 1610	046-288-1656
5 駐在所		
厚木警察署煤ヶ谷駐在所	清川村煤ヶ谷 2217-3	046-288-1252
厚木警察署宮ヶ瀬駐在所	清川村宮ヶ瀬 990-3	046-288-1100



清川村マスコットキャラクター
「きよりゆん」

プロフィール

- 【性別】男の子
- 【誕生日】9月30日（清川村と同じ）
- 【年齢】10歳
- 【性格】照れ屋だけど目立ちたがり。
- 【特技】青龍の力を借りて、
皆の願い事を叶えること。
また、雨を降らせること。
- 【好きな食べ物】清川村で採れた無農薬野菜



清川村くらしのガイドブック
発行／清川村
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216
電話 046-288-1211(代表)
<http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>
編集／総務課